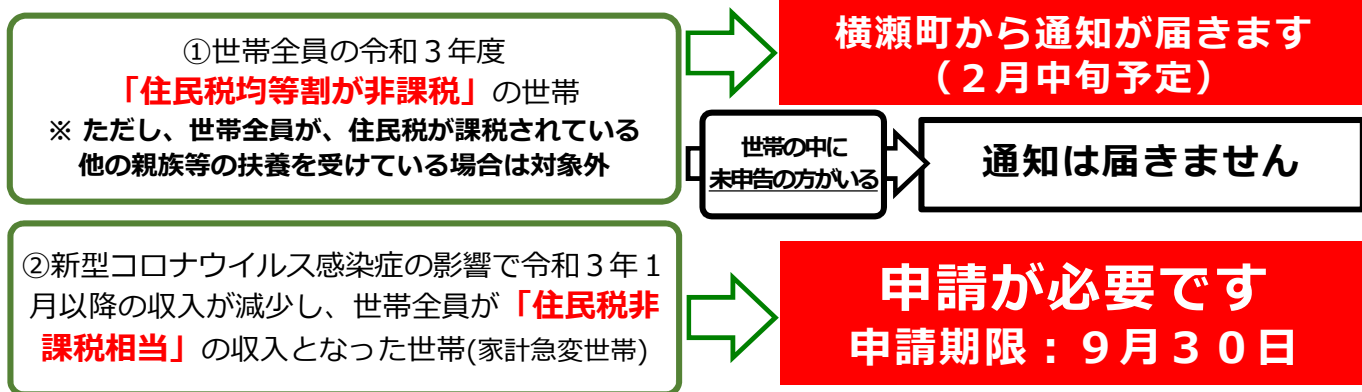


住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 支給時期は横瀬町が確認書(申請書)を受理した日から概ね1週間程度が目安です。（書類に不備があると給付が遅れることがあります。）

支給対象

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）



給付金の支給手続き

①令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和3年12月10日時点で現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、横瀬町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- **確認書に必要事項を記入して、いきいき町民課へご提出ください。**

☆世帯の中に未申告の方がいる場合

- 給付金を受給するためには、令和3年1月1日時点の住所地で住民税の申告を行ってください。
- **申告後、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にいきいき町民課へご提出ください。**
(申請書等は町ホームページ、いきいき町民課窓口で取得してください。)

②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（申請書等は町ホームページ、いきいき町民課窓口で取得してください。）
- **申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にいきいき町民課へご提出ください。**

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

横瀬町 いきいき町民課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0494-25-0115

受付時間 平日9:00~17:00

申請書等はこちらから
(町HP)

